

佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「連盟」という。）が実施する佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務（以下「本事業」という。）に関して、連盟が事業者（以下「受託者」という。）に対し委託する本事業の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

1 本事業の概要

（１）委託業務名

佐賀県観光連盟公式タイ語SNSアカウントプロモーション業務

（２）目的

本県が有する豊かな自然や食、伝統文化などの魅力をSNSで発信し、本県のイメージアップと認知度向上、海外からの観光来訪の動機づけを図る。佐賀で体験できること、佐賀で出会える景色、佐賀ならではの味といった本県特有の様々な魅力を具体的にイメージできるよう、旅行者目線で、実際に行って体験した感想を交えながら、印象的な文章とインパクトのある写真・動画などで情報発信することで、来訪意欲を高めるとともに、佐賀県内での滞在時間の拡大につなげる。

（３）委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

（４）委託料（上限）

委託料は、2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

2 業務内容

佐賀県観光連盟がアカウントを持つFacebookに掲載する観光素材、テーマ、タイトルの提案、それぞれのSNSに合致した記事作成、写真・動画撮影、地図情報などのデータ作成、発信作業を実施する。

（１）SNS全般において発信する記事のテーマ及びタイトルの設定、観光素材の選定について

- ① 記事作成にあたり、「絶景」、「体験」、「食」、「伝統文化」など、佐賀の魅力を発信するテーマを設定すること。
- ② 本業務で作成する各SNSの記事等において、総括するタイトルを考えること。
- ③ 発信する観光素材は、佐賀県内の旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なものを中心に、宿泊客を対象とした夕方から夜もしくは朝に楽しめる素材、体験、新規オープン施設など、本県への宿泊観光の目的となる素材を選定すること。
- ④ ライターやフォトグラファーなどの選任は受託者が行うこと。

(2) Facebook 運営について

- ① 必ず現地取材を行った上で、本文（１５０～２００ 字程度）作成とアイキャッチになる写真（③の記事に使用する写真とは別のもの）の撮影を行うこと。また、記事のキャッチコピーを考えること。
- ② 事前に委託者の確認を受け校了となった記事・写真・動画を、委託者の指定する日までに発信すること。
- ③ 記事１本あたりの画像は５点以上とし、必要に応じてキャプションを添えること。
- ④ 記事１本あたりの文字数は自由とするが、長くなる場合は小見出しを付けて適度な区切りをつけるなど、読みやすさに配慮すること。
- ⑤ 記事には、タイトル、所在地、アクセス、問合せ先、必要に応じて費用目安、所要時間などを添えること。
- ⑥ 各スポットについて、データとして所在地、電話番号などを添えること。
- ⑦ 周遊コースとして記事作成を行う場合は、移動手段、移動・滞在時間、費用目安を添えること。
- ⑧ 定期的に委託者と、テーマ、取材先、記事内容について協議し、取材・校了・発信作業の予定を示した上で記事作成に取り掛かること。
- ⑨ 原則として、週１回発信を行うこと。

(3) イベント実施について

Facebook のフォロワー増加をはかるため、予算内で実施できる広告イベントやキャンペーンイベントを提案すること。

(4) 掲載許可交渉について

- ① 紹介する内容及び写真・動画などについては、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を行った上で作業を進めること。
- ② 成果物（原稿、写真、動画、地図など）について、佐賀県の観光に資することを目的として、佐賀県観光連盟が作成するPRツール（紙媒体や電子媒体等）や、佐賀県観光連盟が認めた各関係団体及び施設において使用する場合があることを、該当紹介施設等への依頼及び確認の際に、予め了承を得ておくこと。

(5) 校正について

名称、電話番号、所在地、地図等の事実関係に注意して、厳密な校正を行うとともに、誤りがあった場合は受託者の責任において修正すること。校了は委託者が判断する。

(6) 制作物に関する権利の帰属

- ① 本委託においては、肖像権及び著作物の取扱いに十分注意すること。
- ② 本委託の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の権利は、佐賀県観光連盟に帰属する。

- ③ イラスト・デザインについての一切の権利は佐賀県観光連盟に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変、加工については受託者の許可なく無償で 사용할 こととする。
- ④ 本委託により得られた全著作物について、佐賀県観光連盟が指定するPRツール並びに佐賀県観光連盟が認めた各関係団体及び施設には、受託者の許可なく佐賀県観光連盟は無償で 사용할 こととする。
- ⑤ 本件に使用するイラスト、写真、動画、その他資料等について、紹介施設等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続き及び使用料等の負担は、すべて受託者が負うこと。
- ⑥ 上記①から⑤の規定は、佐賀県観光連盟の書類による承認を得て第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を追うこと。
- ⑦ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

(7) 目標設定と効果測定

- ① 受託者は、本事業の受託後速やかに運営目標（いいねやフォロワー数、チャンネル登録者数等）と目標達成計画を佐賀県観光連盟と協議の上決定し、受託期間中は達成に向けた施策を講じること。
- ② 受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けたPDCAを実行すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。

3 業務終了後の提出書類及び提出期限

(1) 業務完了報告書

プロモーションの実績に関する報告（成果物の提出を含む。）

(2) 提出期限 令和7年3月31日（月）

4 留意事項

- (1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、佐賀県観光連盟から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

- (3) 受託者は、佐賀県観光連盟と常に協議をしながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- (4) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報は、厳重に管理すること。